

文京
ソコチカラ

テイクアウト&デリバリーで実施した
《割引・おまけ・容器代》を15万円まで補助します！



新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける飲食店を支援し、テイクアウト又はデリバリー（出前）の利用促進につなげるため、区内飲食店がテイクアウト・デリバリー（出前）商品に割引などの特典をつける消費者還元サービスを実施する際の経費を補助します。

対象事業者

- ① 中小企業者（中小企業者と同規模の法人を含む。）及び個人事業主で、**飲食店営業等の許可を有し、文京区内に飲食店がある**
 - ② **営業に必要な許可等**を得ている
 - ③ **テイクアウト・デリバリー（出前）商品に割引等の特典をつける消費者還元サービスを実施している**
 - ④ **東京都の休業・営業時間短縮等の要請**を受けている場合は、それを遵守している
- ★ 上記をすべて満たす場合、対象となります。

補助額【変更有】

補助限度額 ~~10万円~~ ▶ **15万円** ※1店舗につき1回のみ。

拡大

補助対象経費

令和3年6月1日（火）～~~7月31日（土）~~ **8月15日（日）**に発生した以下の経費

- ① **お客様向けに「割引」「おまけなどのサービス」で実施したサービス金額相当分の経費**
- ② **テイクアウト・デリバリーに係る容器等の消耗品購入経費**（①を実施した場合に限る）

※環境に配慮した容器等の購入にご協力ください。

※8月16日以降については新型コロナウイルスワクチン接種に伴う区内店舗支援事業がご活用いただけます。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/ouencampaign.html>

延長

消費者還元サービスとは

消費者のテイクアウト・デリバリー（出前）利用の促進につながるような販売商品の割引を行ったり、追加でサービス品をつけるなど、消費者にとっておトクな条件で商品を販売することです。

消費者還元サービスの例

例1〈特別価格での商品販売〉

◆**テイクアウト販売価格が700円のお弁当を500円で販売する。**

⇒〔差額の200円が還元金額相当分 = 区から補助が受けられます〕

※ 1商品当たり1,000円までの割引が対象となります。

※ 本体価格を無料で提供する場合は補助対象外となります。



例2〈サービス品を提供〉

◆**デリバリーを2,000円以上注文した場合に300円相当のサイドメニューをサービスでつける。**

⇒〔サービス商品販売価格（300円） = 区から補助が受けられます〕

◆**通常のテイクアウト販売価格が1,000円以上の商品を注文した場合に200円相当のデザートをサービスでつける。**

⇒〔サービス商品販売価格（200円） = 区から補助が受けられます〕

※ 提供商品よりも高額なサービス品は対象外となります。

◎ 上記以外の独自サービスを行う場合

上記2つの例と異なる消費者還元サービスについては、補助対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。

申請について

申請要項・申請書様式等は、文京区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/coronakinkyukeizaitaisaku/takeout-delivery.html>



QRコード

申請期間【変更有】

~~令和3年6月10日（木）から8月13日（金）まで~~

延長

令和3年**6月10日（木）**から**8月31日（火）**まで

（郵送申請のみ・当日消印有効）※簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

問い合わせ

文京区飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業コールセンター

TEL.03-6704-5529（平日9:30~17:00）

